

# JMS

JAPAN MEDICAL SOCIETY

Apr. 2009

4

## 巻頭対談

### 薬剤耐性菌との闘い —世界的視野で感染症制御を語る—

キャスリン・マーフィー (オーストラリア・ボンド大学准教授、次期APIC会長)

賀来満夫 (東北大学大学院医学系研究科 感染症制御・検査診断学分野教授)

「悪魔の薬」から「福音の薬」へ—サリドマイドはどのようにして再承認されたか—

日比野守男 (東京新聞・中日新聞論説委員)

### 地方から進む禁煙環境の広がり

和歌山で禁煙推進医師歯科医師連盟総会開催

小川 明 (ジャーナリスト)

### 医療過誤における医師の義務と権利 (下)

廣瀬輝夫 (日本医療経営学会理事長、元ニューヨーク医科大学臨床外科教授)

### 日本心臓財団がメディアワークショップ

高血圧の新ガイドラインで2人の専門家が講演

伊藤正治 (医事評論家)

### 慢性骨髄性白血病の標準薬に2つの“助っ人”

正しく飲んで耐性菌を防ぐ

### 下部尿路症状 (LUTS) とメタボリックシンドローム

リン過剰摂取の危険 カルシウムとのバランスが大切

男性の健康とEDの新しい視点 —EDと各種疾患の関連性とその対策

### 平成20年度 高松宮妃癌研究基金学術賞等贈呈式

ノバルティス地域医療賞に5人の医師 地域に密着した医療で住民の健康に貢献

日本初、患者主体の喘息患者実態調査 —患者の真の治療・生活実態が明らかに

医療経営について (第15回) 出資額限度法人から基金拠出型医療法人への移行の手続きについて

松田紘一郎 (公認会計士・認定登録 医療経営コンサルタント)

### Medical Who's Who (Vol.83)

奥平雅彦 (北里大学名誉教授、中央労災医員)

### ラクトフェリンの鉄可溶化能とその応用

川上 浩 (共立女子大学大学院家政学研究科教授、腸溶性ラクトフェリン研究会理事)

関西JMS もう一つのノーベル賞「クラフォード賞」ほか

医療・福祉の総合情報誌 ©



## 出資額限度法人から 基金拠出型医療法人への 移行の手続きについて

松田 紘一郎

公認会計士・認定登録 医業経営コンサルタント

改正医療法（以下「法」という）で創設された、出資持分なし・基金拠出型医療法人（以下「基金型法人」という）について、今回は、医療法人の97%を占める経過措置型医療法人（以下「経過型法人」という）に含まれる、出資額限度法人から、基金型法人への移行、その出資金の払戻し手続き等について説明していきます。

### 出資額限度法人

医療法の改正により、社団（持分あり）医療法人は、医療法・附則第10条第2項により経過型法人となり、出資額限度法人も、その中に含まれます。

ここでいう、出資額限度法人は、社員の退社による払戻しと解散時の残余財産の分配が出資した金額に限定されることを定款に記載

### 医政局長通知の検討

した、出資社員の存在する医療法人であり、「当分の間」のみ存続が認められます。

厚生労働省医政局長は、平成19年3月30日「医療法人の基金について」（医政発第0330051号）を公表していますが、その第4・その他で定款例を示しています。その定款例は、「別添」の前文で「基金制

図1 会計処理（仕訳）

この出資金の払戻し、剰余金の放棄を、当該医療法人側の会計処理で示すと、次のようになります。

	借り方		貸し方	
(資本金)	10,000	千円	(現金預金)	10,000 千円
(利益剰余金)	90,000		(資本剰余金)	90,000

図2

出資者	出資した金額	剰余金	個人に払戻し: 資本金の減	放棄:剰余金の減 資本金の減
甲	5,000千円	—	5,000千円	—
乙	3,000千円	—	3,000千円	—
丙	2,000千円	—	2,000千円	—
(計)	10,000千円	90,000千円	10,000千円	90,000千円

(例) 出資者3人 出資金1千万円 剰余金9千万円との出資額限度法人と想定

図3

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備 考
<p>附 則</p> <p>1 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>2 本社は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。</p>	<p>・出資額限度法人から移行する場合に限り記載するものとする。</p>

この附則2は、いわゆる出資額限度法人が、出資持分を放棄して持分なし法人で基金の拠出を定款で明らかにして移行する場合、次のように出資した金額のみの払戻しを認めたものです。

度を採用する場合は、社団医療法人の定款例〔「医療法人制度について」〔平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1〕〕に、「基金」の章を追加すること」として、第3章・基金を示したものでありますが、附則2に次のように注目すべき記載があります。

図4 移行の手順



(注)  
 ①この手順は、主なものを示したものでありStepが重複することもあります。  
 ②Step3は数回実施、Step8はこの他の手続き(募集等)が必要となります。

図5 出資額限度法人への定款変更の手順



(注)この手順は、主なものを示したものであり、Stepが重複することもあります。

払戻しを受けた個人は、(旧)資本等取引に基づく減資であり、当該法人が「非課税4要件」を充足していない類型であっても課税関係は発生しません。

利益剰余金から資本剰余金に振替えた金額については、課題が残り、次で検討します。

### 出資持分放棄の課税関係

出資持分の放棄、本件もそれに該当しますが、相続税法第66条第4項のみなし贈与課税が当該医療法人になされる可能性がります。このことは、前号の「経過措置型(社団・持分あり)から基金拠出型医療法人・移行の税制」を参照してください。ここに示しましたが、前述した公的運営の基準と共通4基準および個別基準を充足する必要があります。

ここで、さらに問題なのは、医療法施行規則第30条の39第2項、その資本金の全部を資本剰余金に振替える規定が削除されていることです。これは、削除はされたが従来どおりの処置が生きている(医政局指導課)ものとして会計処理(仕訳)すべきです。

### 実務対応

#### ① 既存の出資額限度法人の対応

図6 基金拠出(割当て)の手順



(注)この手順は、主なものを示したものであり、Stepが重複することもあります。

平成19年3月31日以前に都道府県知事により出資額限度法人の認可を受けた医療法人(※1の法人)は、図4のような手順で基金拠出型に移行していくはずですが、

②新しく出資額限度法人となり基金拠出型に移行するケースの対応

既存の医療法人(社団・持分あり…経過措置型)が、基金拠出型に移行する場合、図5のように出資額限度法人への定款変更と、それを基にした基金拠出型への移行が考えられます。

基金拠出型への移行の手順

前述しました図5で、出資額限度法人に移行した後に、基金拠出型に移行の手順は、実務対応①で示した(移行の手順)に、次の手順と第3章が定款に新設されることとなります。

Step 1、2、3、4および5の整備の後に、図6の手順を追加します。

**必ずび**

この号は、出資額限度法人から、その出資金を払戻して、

基金型法人への移行に伴う資本金の払戻しの手続き等を説明しましたが、剰余金相当額について、課税関係が発生しますので、前号(基金拠出型医療法人・移行・その税制について)を参照して、運営組織の適正化、共通4基準および個別基準の充足などの誤りのないようにしてください。

**松田紘一郎税理士・公認会計士事務所**  
 〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル8F  
 Tel:03-5159-3377(代) Fax:03-5159-3741  
 http://www.health-iso.co.jp  
 e-mail:Matsuda@health-iso.co.jp  
 (社)日本医療法人協会・監事・専門委員  
 (社)日本医療経営コンサルタント協会・常務理事  
 (財)アイザワ記念育英財団・理事長  
 ヘルスケアマネジメント協会・会長  
 秀明大学 総合経営学部 医療福祉マネジメントコース・教授  
 日本大学大学院・グローバルビジネス研究科・講師  
 有限責任中間法人 日本中小企業経営支援専門家協会・医療経営部会長



**松田 紘一郎**  
 公認会計士・認定登録  
 医療経営コンサルタント

【筆者紹介】